第１１回修善寺町外３町合併協議会　会議録

〇山本事務局長

みなさん、こんにちは。雨の中、お忙しい中を合併協議会にお集まりいただいて、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、新委員さんをご紹介いたします。東部県行政センター所長の中村善行様でございます。中村様は、後藤所長の後任といたしまして、6 月 14 日付けで、同所に着任されました。前職は、企画部政策推進総室長です。中村様は、後藤様と交替して、当協議の委員をお願いすることになりました。後藤様には何かと私共に、ご指導いただきありがとうございました。中村様は、県の合併支援東部支部長でもいらっしゃいますので、ここで一言ご挨拶をいただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

〇中村善行委員

ご紹介にあずかりました、東部県行政センター所長の中村でございます。よろしくお願いいたします。14 日に辞令がありまして、16 日から赴任いたしまして、まだ、ばたばたしておる状態でございます。この東部地域、いろいろな課題、あるいは懸案事項あると思いますが、何より関心事は、やはり市町村合併であろうというように考えております。この修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の伊豆市を目指した動きでございますけれども、世の中の動きを真っ先に捉えたものとして、県内でもトップランナーでございます。県内の各市町村も、これを見習ってということになろうかと思いますが、その模範として注目されているところでございますし、期待されているところでございます。県の行政センター、お金も権限も何もないところでございます。皆様方の要望につきましては、きちんと受け止めて、それなりの方面に、きちんと私共から物申していくという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。それでは開会の前に資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、事前にお送りしました 11 回の資料、それから前回 10 回の資料となります。それから、お手元に一枚 11 頁の分がございますが、これはたいへん恐縮ですが差し替えをお願いいたします。今回の 11 回の差し替えでございます。資料につきましては、以上でございます。

それでは、定刻となりましたので、第 11 回の修善寺町外 3 町合併協議会を開催いたします。まず、会長挨拶。大城会長、お願いいたします。

〇大城会長

みなさん、こんにちは。台風 5 号が沖縄の方からこちらに向かってるようでございます。天候がはっきりせず不安定な一日でございますが、第 11 回修善寺町外 3 町合併協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回から東部県行政センター長であられます中村様が、協議会委員として参加していただくこととなりました。よろし

くお願いしたいと思います。いままで当職であられました後藤元センター長には、たいへんご指導等いろいろお世話になりまして感謝申し上げたいと思います。

さて、この協議会も今日で 11 回目でございます。予定では、あと 3 回、今日を入れて 3 回で一応協議を終わって、その次の段階へ移ろうというところでございます。まさに、胸突き八丁にさしかかってきたと感じています。先ほど、中村所長様からもお話がありましたように、私共 4 町は、静岡県東部の平成の合併のトップランナーをずっと走り続けてきたわけでございますが、昨今の情報によりますと、西伊豆の賀茂村、西伊豆町、松崎町が近々法定協議会を設立するというようなニュースが流れておりますし、北の大仁町、韮山町、伊豆長岡町もそのような動き、さらには三島市を入れた 1 市 3 町、あるいは三島市に沼津を入れた 2 市 3 町というような報道がされております。しかしながら、戸田村の話がその中に入ってこないのは少し奇異な感じがしておりますが、先般の戸田村の村長の所信表明あるいは一般質問でのお話が報道で出ておりますが、報道関係がおられますが、報道が確かだとすると、今までの荒川氏がおっしゃっていたことと違うな、やや真意を測りかねております。私共、来年 3 月 31 日伊豆市になって、一丸となって伊豆市になるわけです。それについては、今回戸田村は、沼津の方へいかれるということで、それに対する対応も、今からきっちりやっていかなければならないと改めて感じたところでございます。皆様方のご協力をいただきまして、トップバッターがしっかり一塁ベースに出るということが重要だと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。ご挨拶に代えさせていただきます。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、3 の議題に入ります。会則によりまして会長が議長になるとなっております。大城会長、議長をお願いいたします。

○大城議長

協議会規約により、会長が議長となるとありますので、暫時議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

早速、会議に入ります。お手元の次第に従って、議事を進めさせていただきます。

3、議題（１）協議事項、協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」を議題といたします。本件につきまして、説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。

土屋委員。

○土屋英隆委員

中伊豆の土屋です。一点ちょっとお伺いしたいのですが、福祉事業、特に法律に基づいて事業を実施しているものについては、内容に差異はないわけですが、4 頁の取り組みのところを見ますと、それぞれ階層ごと、町ごと、保育料が全部ばらばらになっております。合併時までに調整して統一して実施するということになっておりますが、事務局といたしまして、現時点では保育料について、高い方に合わせるとか、低い方に合わせるとか、中

間をとるとか、いろいろ決定の仕方はあろうかと思いますが、現時点でのお考えがありましたらお伺いしたいと思いますが。
○大城議長
　はい、ただ今、中伊豆の土屋委員から、保育料についてご質問がありました。事務局、答弁をお願いいたします。
○山本事務局長
　詳細のつきましては、内田福祉専門部会長がお答えいたします。
○内田福祉専門部会長
　それでは、お答えいたします。現時点では、まだ調整の方法等しっかりした方針が決まっておりませんが、幹事会への説明の中では、住民の福祉の向上ということで、低い方を基本として調整を考えようという方針でございます。以上でございます。
○大城議長
　ただ今、事務局から回答がございましたが、土屋委員、よろしゅうございますか。
○土屋英隆委員
　今の段階でそういうことであれば、結構です。
○大城議長
　他にご質問、ご意見ございますか。
○小森健治委員
　湯ヶ島の小森です。5 頁の出産祝金ですけど、湯ヶ島の町だけで他のところは載ってないわけですけど、普通は今までですと、湯ヶ島だけあり湯ヶ島に合わせることになるかと思います。調整して実施するという言葉で伺っておりますが、やることは前提で、ただ調整するということですか、調整というのは、いろいろな所を較べて調整するってことですけど、この点をお伺いしたいと思います。
○大城議長
　祝金について、小森委員からご質問がありました。事務局、どのように調整するか、方向を示せということです。答えてください。
○山本事務局長
　内田福祉専門部会長がお答えいたします。
○内田福祉専門部会長
　それではお答えいたします。天城湯ケ島町と同額ということではなくて、この金額について他の市町村の例等も考えまして、金額を多少下げることもあるという意味での調整でございます。まだ、はっきりとした金額は上がっておりません。
○小森健治委員
　はい、わかりました。
○大城議長
　はい、それでは他にご質問、ご意見ございますか。

古屋委員。
○古屋美枝委員
土肥の古屋でございます。子育て支援計画、エンゼルプランでございますね。これを合併後 2 年以内に作成するとありますけれども、この 2 年以内とした考え方といいますか、それを伺いたいと思います。
○大城議長
ただ今、古屋委員より、子育てプラン、エンゼルプランについて、2 年以内に調整するとしたことはどういう意図かとの質問がございました。それでは、内田部会長、回答をお願いいたします。
○内田福祉専門部会長
エンゼルプランにつきましては、現時点で各町それぞれ計画を持っております。これらを、調整するという方向でいきたいわけでございまして、できるだけ早い期間にその作成をしたいと思いますけれども、2 年以内ということで、なるべく早いという意味で、ここに 2 年と入れてございます。
○大城議長
よろしいですか。他にご質問、ご意見ございませんか。
それでは、ご質問、ご意見も出たようでございますので、本件についてお諮りいたします。協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、協議第 41 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）児童母子福祉について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について」を議題といたします。本件につきまして、説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。
いかがでしょうか。
ご質問、ご意見なしと認めます。それでは、協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福祉について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
ありがとうございます。協議第 42 号「各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）障害者福

祉について」原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」を議題といたします。本件につきまして、説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。
ご質問、ご意見はないようでございます。それでは、協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてご異議ございませんか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
ありがとうございます。それでは、協議第 43 号「各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。
はい、遠藤委員。
○遠藤正寿委員
二点ばかり伺いますが、各種事務事業の取扱いの中でですね、53 頁の一般廃棄物集積場整備事業は合併時、中伊豆町の例により統一するとありますけども、中伊豆町さんの例でいきますと、補助率及び上限が 19．2 万円ですか、各町違うわけですけど、修善寺町の場合は、3 万円ですか、これが、田方南部広域の集積場の数が確か 740 あると聞いておりますけど、これに土肥町さんが入りますと、かなりの数になるわけですけど、この補助率を決めるにあたって、財源等を十分考慮した回答であるのかを伺いたいのと、もう一つ、53 頁の（11）で、土肥町さんが広域行政で戸田村さんと霊柩車を持っているということを伺いましたが、これを合併後 5 年以内に廃止するということになっておりますが、5 年以内とはどういう理由で廃止するのか。また、5 年後というと、来年の 4 月に新しい市長さんができまして、5 年後といいますと、4 年経ってその次の行政になると思いますが、そのへんの 5 年以内という理由をお伺いしたいですけれども。
○大城議長
ただ今、修善寺の遠藤委員より二つ質問がございました。ごみ集積場の補助費に関する質問と、土肥町の霊柩車廃止について、5 年以内とはどういうことかというご質問でございました。
○山本事務局長
宇野住民専門部会長がお答えいたします。
○宇野住民専門部会長
まず、（９）の一般廃棄物集積場の整備事業ということでございますけれども、これはみ

なさん既にですね、新聞等の写真で見ているかと思います。中伊豆町では「アイディアごみ小屋」と呼んでいます。我々の地区では、ちょっとした囲い程度だと思います。それに較べまして中伊豆町は非常に先進的で、いわゆるごみ置き場といわれるものではなくて、非常に綺麗な物になっていると思います。そういう物が既に先行的、モデル的に設置されております。それを、各町も見習ってそういうような意味でのごみ集積場を、これからは設置すべきと考えています。そうすると、経費がかかります。勿論、単年度で全部とはいかないと思いますが、環境にマッチした、表現を変えれば、ごみ集積場じゃないようなごみ集積場をつくるという趣旨で考えています。

二点目ですが、土肥町の霊柩車の関係です。これは、土肥町が持っているわけですけれども、一点目は、官が民の事業をいつまでも行なうことはいけないということ。二点目は、この霊柩車の耐久性、老朽化を考慮しまして、目安として 5 年くらいでさらに引き伸ばすということは基本的には考えておりません。以上です。

○大城議長

遠藤委員。

○遠藤正寿委員

はい、よくわかりました。ごみの方ですけれども、これから 10 年間まちづくりをしていくわけですけれども、将来の予算もある程度見てやっているわけですね。

○大城議長

他にご質問、ご意見ございますか。

ご質問、ご意見はないようでございますので、協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてご異議ございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。協議第 44 号「各種事務事業の取扱い（環境対策事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。

ご質問、ご意見なしと認めます。それでは、協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長
ありがとうございます。協議第 45 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）広域行政窓口サービス事業について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございますか。
はい、鈴木委員。
○鈴木・一委員
土肥町の鈴木です。72 頁の統合を働きかける団体の統合の時期について、ちょっとお伺いいたします。
○大城議長
鈴木委員から、統合を働きかける団体の統合の時期について質問がございました。事務局、答えてください。
○山本事務局長
ここに挙げてある団体は例示的なものでございます。しかも、各団体につきまして、諸般の事情があろうかと思います。従いまして、できるだけ早くというようなことで、1 年、2 年とか、何年になるというようなことは、申し上げられません。
○鈴木・一委員
そうすると、体育協会あたりがこれに入っているわけですけれども、各町同じと思いますが、体育協会は教育委員会の係りの中に入っていると思います。そして、教育委員会は合併と同時に統一されることになろうかと思いますが、そうすると体育協会は遅れてくることになりますと、教育委員会と離れることになるのですか。
○大城議長
ただ今、鈴木委員から、体育協会と教育委員会の関係はどうなるのかというご質問がございました。
○山本事務局長
体育協会につきまして、あくまでも、とりあえず統合しないという方針でありますれば、各町ごとに活動していただいて、教育委員会は１本になりますので、旧町の体育協会の協力を得ながらやっていくということになるかと思います。
○鈴木・一委員
そうなりますと、各町の体育協会の事務局は教育委員会の方に置いていただけるというような解釈でよろしいですか。
○大城議長
体育協会の事務局ですね。どうなるか事務局、答えてください。
○山本事務局長
それにつきましては、教育委員会というのは、一般行政とは別に教育行政といたしまし

て独立的にございますので、そちらの方の教育委員会で検討していただけると思いますが、ただ、一般的にはなるべく行政は、事務局を持たないようにという指導はありますが、そのへんにつきましては、今後具体的に検討を重ねていくことになろうかと思います。
○鈴木・一委員
　他の町は、ちょっとわからないわけですが、土肥町の場合ですと、事務局がないと自分達ではなかなか体協の行事とか行なえない、難しいという現状がございますので、そのへんを考慮していただきたいと思います。
○大城議長
　体協の事務局を今後、考慮していただきたいというご意見でした。
　他にご質問、ご意見ございますか。
　ないようですので、協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　ありがとうございます。それでは、協議第 46 号「公共的団体等の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第 47 号「消防団の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　三須委員。
○三須重治委員
　消防団の定年については、各町さまざまだと思いますが、これを調整していこうというような話を耳にしたわけですが、これをあえて調整に向ける必要があるのかなと、修善寺の場合でも、分団によって人の集まり易い所は、年齢がそれほど上までいかないとか、地域の実情で対応していると思いますが、どのような定年制を考えているのか説明をお願いします。
○大城議長
　三須委員から、消防団員の定年、あるいは最高年齢ですね。それをどのように考えているのかという質問でございます。事務局、答えをお願いいたします。
○山本事務局長
　はい、詳細につきましては、児島総務専門部会長がお答えいたします。
○児島総務専門部会長
　それでは、お答えいたします。前回にも考え方については申し上げました。委員さんのおっしゃるとおり年齢は一消防団でございますので、調整をしていきたいというお答えもいたしました。ですけども、現在の状況を見ますと各町非常にばらばらでございます。で

すからこれについては､2 年､3 年ではなく長い期間をかけて調整したいと思っております。
○大城議長
他にご質問、ご意見ございますか。
質疑なしと認め、協議第 47 号「消防団の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただいてよろしゅうございますか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
ありがとうございます。それでは、協議第 47 号｢消防団の取扱いについて｣は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 48 号「公の施設の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますので、直ちに質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
ご質問、ご意見なしと認めます。協議第 48 号「公の施設の取扱いについて」は原案のとおりご承認としてご異議ございませんか。
○委員一同
異議なし。
○大城議長
ありがとうございます。それでは、協議第 48 号「公の施設の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第 49 号「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」を議題といたします。本件についての説明は 6 月 4 日に行われておりますが、その後、幹事会より議案の一部を修正したいとの申し入れがあり、本日の資料に修正案を記載させていただきました。お諮りいたします。協議第 49 号を、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」に差し替えることにご異議ございませんか。
はい、小森委員。
○小森健治委員
まず、その前にですね、修正を何故しなければならないか、その理由を聞きたい。
○大城議長
修正の趣旨についての説明をするようにとのことで、事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
はい、お答えいたします。前回、この報酬を決めて条例化するわけですが、その際に専決処分を 3 月 31 日にするというようなお話をいたしましたが、しかしながら、在任特例期間中はよろしいけれども、その後、8 ヶ月先まで専決処分をすることは如何なものかというような疑問が提示されました。私共、いろいろな関係機関に問い合わせたり、調べてまい

りましたが、適切ではないという結論に達しましたので、その部分につきまして、取り下げをさせていただきまして、新たに修正案として提案をいたしました。以上です。
○小森健治委員
ちょっと僕は理解できないですけどね、報酬審議会が開かれて、新しい市の市会議員の報酬を決めるということは、法律的にいいわけですね。
それじゃあ、もう少し。この報酬審議会の方たちが、市会議員の給料新しい市の給料を決めるであって、ただし特例在任中は、いくらですよという表現で本当は答申していただければそのままいくじゃないかと思うわけですけども。専決とかどうこうはよくわからないですけども、それではね、10 月 31 日が過ぎて新しい市が決めるということになればですね、議員の定数も、その時に決めたっていいわけでしょ。わざわざ、もめて決めるよりも、それじゃあなぜそういうことになるか、理屈はそうなりますけどいかがでしょうか。
○大城議長
修正の理由についてご質問がございました。事務局、答えてください。
○山本事務局長
定数につきましては、この 1 月 1 日以降、定数をまず決めなさいということの自治法の改正が施行されました。従いまして、定数を決めたわけでございますが、定数は 22 名ということでございます。ただし、特例期間の 1 回目の選挙については 26 名ということでございます。定数はまず決めなさいという法律にのっとってございます。それから、26 名については、22 名を決めるために、何といいますか、22 名、26 名では決まらないということで、「22 名を定数にするけれど 1 回目の選挙は 26 名が定数ですよ」ということで決めさせていただきました。これは、自治法のとおりでございますので。ただ、報酬につきましては、在任期間が過ぎて、26 名の報酬の答申をいただいたわけですが、8 ヶ月間あるわけですね。その期間には、十分新市において報酬審議会を開いたり、議会で審議したりできるだろうと、専決処分をそこまでしなくても良いであろうというような提案というか疑問だったと思います。確かに、新市においてできることでございますので、そこまで提案させていただくことは、ちょっと適切ではないということで、取り下げをさせていただくものです。
○小森健治委員
どうしても僕、理解できないのはね、報酬審議会が新しく市会議員の報酬額を決めたんだから、決めてあるんだから、決まったけども、特例在任で 10 月 31 日で終わる方は、前の話のように、大勢いても安ければいいじゃないかなんて話も出て、多分安く今までの議員さんと同じにした、報酬審議会で答えたと思いますけどね、それをただし、10 月 31 日の特例在任の方は、いくらですよという謳い方をすれば何も専決じゃない、専決になるとは思わないですけども、どうしても専決になるわけですか。
○大城議長
はい、斎藤委員。

○斎藤民夫委員

私共、合併協議会事務局の方からご相談いただきまして、県の方から在任特例期間だけ定める方がよろしいのではないかというアドバイスを、させていただいたところでございます。そのへんの理由について、少しご説明申し上げます。私共も他の先進地事例をいろいろ調べてみたわけですが、合併協議会で特別職の報酬額まで決まった例、前例はございません。一般的には、合併協議会で方向性だけ決めて、合併までに報酬審を開いて、専決処分をして、合併の期日に決定をする。そんな形が一般的ではないかと思っております。ただ、合併協議会で報酬額を決めちゃいかんのかということはございません。やはり、合併後の市町村の行政運営、住民の福祉と密接な関係がある事柄でありますので、決めるということについてはよろしい、そのように考えております。ただあの、いずれにしてもこの場合、合併の期日に同時に条例として決めなければならないという事情はございます。合併は来年の 3 月 31 日かと思いますが、その日に決めないとならない、報酬が支払うことができないということで、決定せざるを得ないものでございます。その場合、16 年 11 月 1 日以降の在任特例期間後の報酬額についてまで、来年の 3 月 31 日に専決処分で決めるべきものなのかどうかということが問題となりまして、やはりそれは、新市が成立してから、11 月 1 日までには当然、議会を開く暇がございますので、そこで改めて報酬審議会を開き、条例案を提出して議会で議決していただくべきものではないかと、そのような考え方から、今回 11 月 1 日以降の報酬額については、あえて 3 月 31 日に決定すべきではないだろうと、そんなご意見を申し上げたところでございます。

○小森健治委員

結構です。

○大城議長

よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございますか。

それでは、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」の説明を改めて事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

特別職等の報酬額は、次のとおりとする。

（1）新市特別職の職員で常勤の者及び教育長

市　長	780，000 円　以下申し上げますのは月額でございます。
助　役	660，000 円
収入役	600，000 円
教育長	570，000 円
市長職務執行者	市長と同額

（２）新市議会議員

合併特例法の在任特例期間（合併時～平成 16 年 10 月 31 日）

議　長	280，000 円
副議長	190，000 円
常任委員長	180，000 円
議　員	170，000 円

提案の理由でございますが、先ほどの答えと重複いたしますが、申し上げます。この修正は、前回提案いたしました市議会議員の報酬につきまして議案の一部を削除して、再提出するものでございます。つまり、合併特例法の在任特例期間後、平成 16 年 11 月 1 日以降の部分を削除した修正案となっております。修正案を提出した理由でございますが、前回、平成 16 年 11 月 1 日以降、つまり、新市発足後 8 ヵ月後の市議会議員の報酬を、新市発足時の 3 月 31 日に専決処分することに疑問が提示されました。8 ヶ月間あるので議会を召集できる、専決処分には該当しないということであろうと思います。私共は、平時であればともかくとして、合併時でありますし、新市発足後 8 ヶ月という期間でありますので、なんとかお願いできるかなと考え、提案いたしたわけでございますが、関係機関と協議いたしました結果、それは適切ではないということでございます。それ故、この 8 ヶ月後の部分、定数 26 名の部分を削除した上で、再度提案するものであります。ちなみに専決処分でございますが、市長が議会を召集する暇がないとき等、いろいろなことが自治法に載ってございます。この市長が議会を召集する暇がないときに該当するのではないかと考えております。

○大城議長

はい、ただ今、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」の説明が事務局より、ありました。

さらに、事務局より説明があるようでございます。

○山本事務局長

申し訳ございません。次の頁にもございまして、こちらは全く変わりませんので、これは、新市特別職の職員で非常勤の者の報酬額になります。こちらにつきましては、前回と同様でございますので、省略させていただきます。

○大城議長

よろしいですか。ただ今、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」の説明が事務局よりありました。本件について、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

○鈴木勇委員

ちょっと、聞いていただきたいですが、一応議員の報酬を在任期間だけ定めるということですけども、元の数字がなくて、経過措置だけ載せて条例として成り立つものですか。

あの、議員定数は 22 名ということになってると思いますが、経過措置といいますか、7

ヶ月は在任特例、1 回目の選挙は 26 名で細かいまちづくりをするよということで、大勢になったと思いますが、それで新市の議員ということ、まあ、一般住民も新市の議員さんはいくら位だろうというような考えというか、知りたいというか、そういうことは思ってるじゃないかと思います。そんな話も出ているように思ってるんですが。それで、元の 22 名っていうか、新市の議員がいくらっていうのがなくて、在任特例だけがいくらっていう数字が一人歩きしていいものですか。

○大城議長

決めた 22 名の答申が決まってなくて、在任特例 8 ヶ月間の 57 名の報酬が決まって良いものかというご質問でございます。

○山本事務局長

前回にも同じような、塩谷委員さんからでしたでしょうか、ございましたが、報酬と定数は別の条例ですので、この在任特例期間中の報酬だけ決めるということで現状としてはいくしかないということになろうかと思います。

○大城議長

よろしゅうございますか。

飯田委員。

○飯田文秀委員

土肥の飯田でございます。あの、在任特例ですか、この報酬の件で 26 名か 22 名かを決める時に、だいぶもめたような経過がありまして、26 名にするなら金額を 22 名でやるぶんくらいにしたら良いとかいろいろな意見が出てたと思うんです。任期についても、1 年延ばすか、半年延ばすか、すぐに選挙にした方が良いとか、そういう経過があって、その中でそういうことは決められたと思うんですけども、このままでいきますと、26 名にした意味も基から考え直さなければならないような状況になると思うのですが如何でしょうか。

○大城議長

飯田委員のご質問は、議員定数、在任特例と報酬との関係があるが、それは如何なものかというご質問でございますが、事務局答えてください。

○山本事務局長

確かに、報酬額と定数についての関連した議論もございましたが、実際上は、どうして 26 名かというと、機能の面からどうしても 26 名にしたいよというお話だったかと思います。機能からいたしますと報酬額とは密接にリンクはしないのかなと考えております。

○大城議長

よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございますか。

小森委員。

○小森健治委員

あの、さっき言ったことと全く同じでね、やはりあの、新しい市会議員さんがね、11 月からできるわけですけどね、その方たちがいくら位の報酬があるよということはですね、

せっかく審議会を集めて決めた金額が専決になるということは、どうしても僕は納得できないわけですけれども、まああの、県の方がきていろいろお話を聞きましたけども、すこし今回は勉強させてもらって、この次にやらしてもらいたいと思います。ちょっと僕も勉強させていただきたいと思います。

○大城議長

ただ今の小森委員のご発言は、今日は確認しないで、次回まで継続にせよというご意見でした。いかがでしょうか。

○遠藤正寿委員

異議あり。前回、私が質問させていただきまして、地方自治法の専決処分に当たるのではないかという提案をさせていただきまして、それを、県の方、協議会の方で調査していただきまして今回の結果になったと思います。私はまた、これ以上延ばすのは如何なものかと思う。また、小森委員さんが、11 月以降が新市の議員さんというようなことをおっしゃられておりますが、特例期間 57 名も来年の 3 月 31 日からの市会議員さんですので、是非お間違えのないようにしていただきたいと思います。ですから、今回採決していただきたいと思います。

○大城議長

遠藤委員から、今日確認するようにというご意見でした。いかがいたしましょうか。継続審議にせよ、あるいは採決せよとのご意見が出ましたが。

井本委員。

○井本甲男委員

中伊豆の井本でございます。かなりこの問題につきましては、審議の時間を要したわけでございます。いろいろご意見もあろうかと思いますけれども、今提案されている議案で採決をこの場でしていただきたい。採決すべきだと私は考えています。

○大城議長

井本委員から採決せよとのご意見がでました。それでは、本件について、本日採決すべきかどうかのご判断をみなさんに、お諮りいたします。

本日この場で採決すべきと、お考えの方は、挙手を願います。ありがとうございます。

挙手多数でございます。

本日、ここで協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」の採決、確認をいたしたいと思います。

それでは、採決をさせていただきます。協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」修正案のとおり確認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。

≪挙手多数≫

それでは、協議第 49 号修正「各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について」は賛成多数で、修正案のとおり承認されたものとさせていただきます。

ここで、休憩をとりたいと思います。10 分間、この時計で、2 時 40 分まで休憩といたします。

≪休憩≫

○大城議長

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。天城湯ケ島町の小森委員が、所要のため中座するという申し出がありました。許可いたしました。

それでは（２）新規提案事項に入ります。協議第 50 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算認定について」を議題といたします。本件につきましては、本日、確認をお願いいたします。事務局、説明をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、協議第 50 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算認定について」下記のとおり提案します。

平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算及び決算監査について、別紙のとおり報告し、承認を求めます。次の頁をお願いいたします。

平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会歳入歳出決算書

歳　　入	22，204，012 円
歳　　出	10，677，014 円
歳入歳出差引額	11，526，998 円

かなり、歳入歳出差引額が大きな金額になっておりますが、これは協議会委員さんの視察の中止、支出を予定していました事業につきまして、県事業で取り組んでいただいたものがございますので、その分の支出がなくなったということです。それから、14 年度ですが、1 月からの発足ですので、1 月から 3 月までの 3 ヶ月間でございますので、歳入歳出の差引額が大きな金額になってございます。

5 頁にまいりまして、歳入についてご説明いたします。真中に太線がございますが、負担金のところです。これは、合併協議会負担金といたしまして、1 町 5，500，000 円×4 町で 22，000，000 円となります。5，500，000 円の内訳ですが、これは県から各町 5，000，000 円ずついただいてございます。それから、町が 500，000 円出して、5，500，000 円となってございます。それから、一番下の雑入というところがございますが、ここに 204，000 円とございます。これは第 1 回協議会の後の交流会といいますか、開催をさせていただきました。その会費として一人 2，000 円集めてございますので、それが 102 人分ということになります。

それから、歳出に移りますが 6 頁になります。非常に細かな区分が載ってございますが、ここでは主なものだけ申し上げたいと思います。一番左に款項目とございます。そして、その右側ですが予算現額とございまして、その欄の一番右に節とございます。その下に区分とありまして、番号が振ってあります。一番上は職員手当等となっておりますが、その番号で 7 賃金でございます。ここの支出額が多いわけですが、これは 3 人の臨時職員の給

与となってございます。それから、14 使用料及び賃借料とございまして、ずっと一番右までいきまして、そこに、事務室の借上料とございますが、ＮＴＴのビルを事務局としてございますので、3 ヵ月分の借上料でございます。その下の事務機器の借上料、これは、コピー機が 3 台、ファックス機能を含めましてございますので、その借上料でございます。それから、7 頁にまいりまして、一番左に 1 目会議費とございます。そこの９旅費というところでございますが、不用額として 127 万余がございます。これは、先ほど申し上げましたように視察の中止によって余った金額でございます。それから、2 目の調査研究費の 13 委託費というのがございます。これは、新市建設計画策定支援、事務事業一元化支援これらが、14 年度で委託した金額になります。不用額が 500 万弱残ってございますが、これは、県の費用で取り組んでいただいたものがございますので、ここでだいぶ不用額となってございます。歳入歳出の主なものはこのとおりでございますが、次の 8 頁に監査委員さんから、監査を受けてございます。6 月 5 日に監査をしていただきまして、監査委員の足立さん、水口さんに監査を受けました。本日おいでにはなられておりませんが、このような形で、文書で意見書をいただいております。以上でございます。

○大城議長

協議第 50 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算認定について」の説明がありました。本件につき質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

質疑なしと認めます。協議第 50 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算認定について」は原案のとおりご承認いただけたものとしてご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。それでは、協議第 50 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会の決算認定について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 51 号「平成 15 年度修善寺町外 3 町合併協議会補正予算（第 1 回）について」を議題といたします。本件につきましては、本日、確認をお願いいたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

協議第 51 号「平成 15 年度修善寺町外 3 町合併協議会補正予算（第 1 回）について」下記のとおり提案し、確認を求めます。月日と会名は省略いたします。

平成 15 年度修善寺町外 3 町合併協議会補正予算（第 1 回）は別紙のとおりとする。次頁にまいります。

平成 15 年度修善寺町外 3 町合併協議会補正予算（第 1 回）は次に定める所とする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　既存の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5，526 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45，528 千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（歳出予算の流用）

第2条　平成15年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表でございます。これは先ほど、1152万余のお金が差引残高として残りましたのでこれを繰越金として、そのまま補正をするものでございます。これに伴いまして約600万円の負担金を減額いたします。各町均等でございますので、1町あたり150万円ということになります。それから、次の11頁になりますが、これが冒頭に申し上げた差し替え部分になりますので、新しい差し替え部分でご覧ください。11頁ですが、負担金といたしまして、600万円の減額、各町150万円の減額ということになります。繰越金といたしまして1152万円を繰り越すということになります。歳出といたしましては、12頁以降に書いてございます。主なものは、職員手当、時間外勤務手当300万円、コピーの使用料100万円、需用費として、印刷製本費60万円を計上してございます。以上でございます。

○大城議長

はい、協議第51号「平成15年度修善寺町外3町合併協議会補正予算（第1回）について」の説明がありました。本件につき質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

協議第51号「平成15年度修善寺町外3町合併協議会補正予算（第1回）について」はは原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第52号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」を議題といたします。本件につきましては、次回7月2日確認とさせていただきます。説明を、事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

協議第52号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

（1）　農林水産関係事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（2）　地域活性化イベントについては、新市において調整する。

（3）　農林水産業施設の維持補修に係る原材料支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制度の統一を図る。ただし、原材料支給に係る地元負担金は、合併時に廃止する。

（4）　受益者が特定される農林水産業施設整備事業等に係る受益者負担金については、現行のとおりとし、合併後2年以内に統一する。

（５）　漁港施設及び漁港区域の占用料及び土砂採取料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

14 頁からの詳細についての説明は、鈴木産業経済専門部会長がいたします。お願いします。

○鈴木産業経済専門部会長

産業経済専門部会の中伊豆の鈴木です。よろしくお願いします。それでは 14 頁から説明をさせていただきます。農林水産関係事業計画ということで、そこに掲げてございますように、農業振興地域整備計画、森林整備計画、漁業計画というものがございます。それ以外に、これは天城湯ケ島と中伊豆だけなのですが、山村振興計画。それから、修善寺、天城湯ケ島、中伊豆で現在進めてございます、中山間地域活性化計画、このような計画が現在ございます。

ア、農業振興地域整備計画についての説明をします。これにつきましては、計画的効果的な農業施策を講じるための基本計画でございまして、各町ごとに計画を策定してございます。この中で、土肥町が 13 年度に見直しをしております。この見直し作業というのは、5 年に一度の、目安ですが 5 年に一度の見直しをしているわけでございます。それで、今年度、修善寺、天城湯ケ島、中伊豆が現在見直し作業に入っております。合併を見据えた中で、内容的にも同じに統一していこうということで、行なっております。新市になりしだいなるべく早い時期に統一的な計画を作成したいと考えております。

イ、森林整備計画でございますが、これも各町ごと計画を持ってございます。これも、そこに書いてありますように、各町におきます森林整備のマスタープランによりまして、地域の林業の整備方針を定めているものでございまして、計画期間は 10 年で 5 年毎に見直しを図っていくということでございます。そして、現在の計画につきましては、平成 14 年から 24 年、10 年間ということで昨年から始まっております。これらにつきましても、現状のまま新市に引き継ぐわけでございますが、早い時期に統一した計画を立てていきたいなと考えております。

ウ、漁業計画でございますが、これは土肥町のみでございます。計画の期間が、平成 13 年度から 22 年度までというものでございます。

農林水産関係の計画につきましては、以上でございます。続いて 16 頁をご覧いただきたいと思います。

（２）地域活性化イベント、これにつきましては、新市において調整するという提案でございます。この地域活性化イベントにつきましては、それぞれ各地域の活性化イベントということで、特色のあるイベントが現在実施されております。修善寺では「ホリデーイン修善寺」土肥では「土肥活き生きフェスティバル」天城湯ケ島では「ＡＭＡＧＩの収穫祭」中伊豆では「中伊豆町産業祭」という形で行なわれています。これにつきましては、運営、内容等それぞれ異なっております。例えば、修善寺町のように、実施主体をＮＰＯに委託して行なっているところもございますし、土肥町につきましては、健康福祉祭を取

り込んだ形のイベントということでございます。また、天城湯ケ島町につきましても、収穫祭と文化祭、健康福祉祭の総合的なイベントにしてございます。それぞれ、このように運営主体、内容等も異なるわけでございまして、この件につきましては、新市の中で調整を図っていきたいということでございます。

（３）原材料支給でございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、統一を図るということでございます。ご覧いただければわかるように、現在の原材料支給につきましては、修善寺、天城湯ケ島、中伊豆の 3 町が実施してございます。それぞれ内容的に多少異なるものがございます。これらにつきまして、当面は現行のとおり新市に引き継ぎまして、早い時期に制度の統一を図っていこうということでございます。それから、地元負担でございます。合併時に廃止するということでございます。農道、林道につきまして修善寺町が、用排水路につきまして天城湯ケ島町が地元負担という形で徴収しているわけですが、合併時に廃止しようというものでございます。

（４）受益者が特定される「農林水産業施設整備事業」についての受益者負担でございます。19 頁でございます。これにつきましては、現行のとおりとしまして、合併後 2 年以内に統一するというものでございます。この受益者負担につきましては、それぞれ負担率が異なっているわけでございます。農道とか林道補助整備等々の事業を行なっているわけでございまして、土肥町のみ「かんがい排水事業」ということでございますけれども、負担率がだいぶ異なっている部分があります。この中で、当面は現行とおりといたしまして、合併後 2 年以内に統一を図っていこうというものでございます。

（５）漁港施設及び漁港区域の占用料及び土砂採取料についてということでございます。これにつきましては、土肥町のみでございまして、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、協議第 52 号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」の説明がありました。本件につきまして、現時点でわかっている範囲での質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

特にご質問、ご意見はないようでございます。7 月 2 日にもご質問、ご意見を承ると思いますので、協議第 52 号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」は次回 7 月 2 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい、21 頁になります。協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。

観光、商工関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業の推進に努める。ただし、土肥町の「土肥温泉旅館協同組合及び組合員の近代化資金及び経営安定化資金融

資制度」については、合併後１年以内に調整を図る。
22 頁の資料の詳細につきましては、同じく鈴木産業経済専門部会長が説明いたします。
〇鈴木産業経済専門部会長
それでは、22 頁をお願いいたします。（１）観光事業でございます。観光事業につきましては、今申し上げましたとおり新市に引き継ぐということでございます。今 4 町で実施している観光事業をそこに列挙してございます。初めに、主な観光施設等ということでそこに掲げてございます。これにつきましては直営のもの、管理委託をしているものそれぞれあると思いますが、このようなものが観光施設としてあるということでございます。それから、主な観光イベント等でございます。これらにつきましても、多彩なイベントが行なわれています。これらにつきましては観光協会等、各種団体が主体となって実施しているものでございます。次の公営温泉施設でございます。これにつきましても、各町で温泉施設を持っておりまして、その状況が書いてございます。それから、観光協会でございます。これらにつきましても、各町ごとに観光協会がございます。各町ごとに観光振興の事業を推進しているわけでございます。これらの観光事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。
（２）商工事業でございます。商工事業につきましては、まずは商工会でございます。これにつきましても、各町で商工会がございます。全町で会員数、トータルしますと 1398 名で、商工会の運営がなされております。イ、融資制度でございます。融資制度には、そこに書いてございますように、中小企業融資制度というものがございます。これにつきましては、目的で書いてございますように、中小企業者の経営の安定化と健全育成を図るということで、この制度を実施しているわけでございますけれども、この制度自体、昨年改正がございまして、今まで、信用保証協会に預託方式で実施しておりましたけれども、昨年から利子補給制度に変更になっております。これは各町とも同じ内容の制度でございます。それからその下の、その他の融資制度でございます。土肥温泉旅館協同組合及び組合員の近代化資金及び経営安定化資金融資制度というものがございます。土肥町独自の制度でございます。これにつきましては、今後、利用状況や新市としての全体での均衡等を考え、合併後１年以内に調整を図っていこうというものでございます。
（３）でございますが、これ以降は参考として載せてございます。温泉事業、国民宿舎、その他の施設ということで掲げてございます。簡単に説明させていただきます。温泉事業につきましては、町ごと異なっております。修善寺町につきましては、組合管理でございます。土肥町につきましては、町営ということで 9 の源泉がございまして、企業会計で実施をしてございます。天城湯ケ島町も町営ということで、6 の源泉がございまして、4 旅館に給湯、また湯の国会館で温泉スタンドを経営しているというものでございます。また、中伊豆町も町営でございまして、1 の源泉がございます。今、給湯しているのが、保養所一ヶ所、温泉スタンドでございます。次の頁、国民宿舎でございます。国民宿舎につきましては、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の 3 ヶ所にございます。内容等は見ていただきた

いと思います。特に、運営方法につきまして、中伊豆荘につきましては、この 4 月より正式に、ＮＰＯワンデイワンに管理運営を委託したというものでございます。最後に、26 頁をご覧ください。その他の施設ということで、主なものを 2 点だけ載せさせてもらいました。町営温泉「湯の国会館」天城湯ケ島町でございます。昭和 63 年 4 月にオープンいたしまして入浴施設等を運営しております。同じく天城湯ケ島町でございますが「天城ふるさと広場」これにつきましては、宿泊施設、運動施設、キャンプ場施設とございまして、この中で、宿泊施設と体育館の建物は平塚市の所有ということで、管理は天城湯ケ島町が行なっているというものでございます。企業会計で行なっています。以上でございます。

○大城議長

はい、協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」の説明がありました。本件につきましては、7 月 2 日の確認といたしたく思いますが、ここで質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

それでは、ご質問、ご意見は 7 月 2 日にも受けますので、協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」は 7 月 2 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、27 頁になります。協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」下記のとおり提案します。

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　田方南部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、当該組合の職員の身分は、新市の職員として引き継ぐ。

（２）　田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。また、共同処理する事務の対象は、現行のまま引き継ぐ。なお、西伊豆広域消防組合については、田方地区消防組合との間で受け入れ体制が整い次第脱退する。

（３）　田方郡交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

（４）　中豆斎場については、新市に引き継ぐ。

（５）　議会の議決を要する協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

28 頁が資料となっております。28 頁から 29 頁にかけて一部事務組合が記載されております。それから、30 頁につきましては、この合併協議会を除く協議会の掲載がございます。

それから、その他で「中豆斎場」の例がございます。28 頁に戻りまして、一部事務組合でございますが「田方南部広域行政組合」が最初に書いてございます。これが、調整方針の（１）に該当するものでございます。一番左に種類、次に名称、事務内容、構成市町村、管理者の順で書いてございます。次の「土肥町戸田村衛生施設組合」「田方地区消防組合」「西伊豆広域消防組合」は（２）に該当いたします。「田方郡交通災害共済組合」「駿豆学園管理組合」「静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合」「静岡県市町村職員退職手当組合」は（３）に該当いたします。それから、次の 30 頁でございますが、3 つ協議会がございます。「駿豆地区広域市町村圏協議会」「三島田方行政情報センター協議会」「田方郡町村管内救急医療協議会」が合併協議会を除く協議会となっております。その他で、火葬場といたしまして「中豆斎場」となってございます。この一部事務組合、協議会につきましてはそれぞれ、地方公共団体の事務の一部を共同で処理するための組織でこの形で運営されているものでございます。以上で説明を終わります。

○大城議長

はい、協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」の説明が事務局よりありました。本件につきましては、次回の確認といたしたく思いますが、ここで質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

特にご質問、ご意見はないようでございますので、協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」は次回 7 月 2 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 55 号「使用料、手数料の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、31 頁になります。協議第 55 号「使用料、手数料の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。

使用料、手数料の取扱いについては、新市における住民の一体性の確保、負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に調整し統一する。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

32 頁からが説明資料になります。32 頁からが使用料、48 頁からが手数料の記載になってございます。32 頁の使用料ということですが、使用料につきましては、地方公共団体が所有、管理している施設の利用について料金をいただくものが使用料で、手数料は役務の提供の全部又は一部についてご負担をいただくというのが手数料とご理解いただければと思います。まず、32 頁の使用料からですが、学校等教育施設使用料とございます。一番左が修善寺町、隣が土肥町、左下が天城湯ケ島町、中伊豆町とございます。これが、現状の教育施設の利用料となってございます。そして右側が、調整案ということになってございます。同じように 33 頁にまいりまして、今度は運動施設の使用料ということになってございます。これが、33 頁から 35 頁までです。それから、36 頁になりまして、公民館の使用料ということになります。下の方に土肥町がございます。現在徴収してございませんけれど

も、調整案といたしまして、現行のとおりとする。ただし、合併後、料金徴収について検討するということになっております。37 頁も公民館の使用料です。38 頁にまいりまして「資料館の使用料」「住民交流センターの使用料」「火葬場使用料」。39 頁にまいりまして「保健福祉センターの使用料」。40 頁「農村環境改善センター」「地域集会施設及び広場使用料」となっております。それから、41 頁になりまして「天城湯ケ島町ふるさと広場使用料」。42 頁「総合会館使用料」。43 頁、44 頁「公園使用料」。45 頁「キャンプ場使用料」「天城湯ケ島町昭和の森会館使用料」。46 頁「温泉施設使用料」。47 頁「天城温泉会館使用料」これは温泉施設以外になります。「駐車場使用料」。以上が使用料でございます。

手数料に入ります。48 頁にないますが、各 4 町の差異といいますか、現行を記載してございます。48 頁の手数料は「住民課関係の手数料」。49 頁には「税務課関係の手数料」。50 頁には「環境関係」。51 頁には「住宅、農林、林業、商工観光、総務関係の手数料」が掲載されております。非常に多くの資料がございますが、説明はこれで終わります。

○大城議長

ただ今、協議第 55 号「使用料、手数料の取扱いについて」の説明が事務局よりありました。本件につきましては、次回の確認といたしたく思いますが、ここで質疑を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

質疑なしと認め、協議第 55 号「使用料、手数料の取扱いについて」は次回 7 月 2 日確認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されていました議事は、すべて終了いたしました。長時間に渡って慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございます。ここで議長を解任とさせていただきます。

○山本事務局長

大城議長、ご苦労様でございました。続きまして（３）その他に入らせていただきます。52 頁でございます。今後の日程確認ということになります。書いてあるとおりでございますが、次回の協議会を、7 月 2 日、その次の協議会を 2 週間後の 7 月 16 日、時間と場所は同じ時間にこちらでございます。お忙しい中をよろしくお願いいたします。

続きまして閉会に入りますが、長い間慎重なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、閉会をいたします。ありがとうございました。